

副本

平成23年(行コ)第287号 国籍確認等請求控訴事件

控訴人

被控訴人 国

答弁書

平成23年10月26日

東京高等裁判所第5民事部Xイ係 御中

被控訴人指定代理人

宇波 なほ美

前畑 聡子

石井 博之 (代)

上坪 健治 (代)

(送達場所)

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部行政訟務部門 前畑あて

(電話 03-5213-1397)

(FAX 03-3515-7307)

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被控訴人に送達された後14日経過したときとすることとの判決を求める。

第2 被控訴人の主張

被控訴人の事実上及び法律上の主張は、原審口頭弁論において主張したとおりであって、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は正当であるから、本件控訴は理由がない。

したがって、本件控訴は、速やかに棄却されるべきである。

なお、控訴理由書が提出され次第、必要に応じ、控訴人の主張に反論するとともに被控訴人の主張の補充をする。